

市第 166 号議案

横浜市介護保険条例の一部改正

横浜市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年 2 月10日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市介護保険条例の一部を改正する条例

横浜市介護保険条例（平成12年 3 月横浜市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第 1 号中「27,000円」を「32,340円」に改め、同条第 2 号中「27,000円」を「43,120円」に改め、同条第 3 号中「39,000円」を「46,720円」に改め、同条第 4 号中「60,000円」を「64,690円」に改め、同条第11号中「147,000円」を「186,880円」に改め、同号を同条第12号とし、同条第10号中「129,000円」を「163,880円」に改め、同号を同条第11号とし、同条第 9 号中「111,000円」を「140,880円」に改め、同号を同条第10号とし、同条第 8 号中「96,000円」を「121,470円」に改め、同号イ中「第10号イ」を「第11号イ」に改め、同号を同条第 9 号とし、同条第 7 号中「90,000円」を「111,410円」に改め、同号イ中「第 9 号イ又は第10号イ」を「第10号イ又は第11号イ」に改め、同号を同条第 8 号とし、同条第 6 号中「75,000円」を「91,280円」に改め、同号ア中「1,500,000円」を「1,600,000円」に改め、同号イ中「第 8 号イ、第 9 号イ又は第10号イ」を「第 9 号イ、第10号イ又は第11号イ」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条第 5 号中「66,000円」

を「79,060円」に改め、同号ア中「1,500,000円」を「1,600,000円」に改め、同号イ中「、第7号イ」を削り、「又は第10号イ」を「、第10号イ又は第11号イ」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 71,880円

第6条第1項の表を次のように改める。

	6月期の納付額	7月期から3月期までの納付額
第4条第1号に該当する者	3,270円	3,230円
第4条第2号に該当する者	4,330円	4,310円
第4条第3号に該当する者	4,690円	4,670円
第4条第4号に該当する者	6,550円	6,460円
第4条第5号に該当する者	7,260円	7,180円
第4条第6号に該当する者	7,960円	7,900円
第4条第7号に該当する者	9,200円	9,120円
第4条第8号に該当する者	11,150円	11,140円
第4条第9号に該当する者	12,210円	12,140円
第4条第10号に該当する者	14,160円	14,080円
第4条第11号に該当する者	16,460円	16,380円
第4条第12号に該当する者	18,760円	18,680円

第7条第3項中「ハ」を「ニ」に、「若しくは第4号ロ又は第4条第5号イ、第6号イ」を「、第4号ロ若しくは第5号ロ又は第4条第6号イ」に、「若しくは第10号イ」を「、第10号イ若しくは第11号イ」に改める。

第 8 条中「若しくは」を「又は」に改め、「、又は第 4 条各号に掲げる第 1 号被保険者の区分が変更になったとき」を削る。

附則に次の 1 項を加える。

(介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置)

21 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条第 1 項の規定に基づき、法第 115 条の45第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年 4 月 1 日から規則で定める日までの間は実施せず、当該規則で定める日の翌日から実施するものとする。

別表中「介護予防通所介護」の次に「（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第 5 条の規定による改正前の法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護をいう。）」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率及び各納期ごとの保険料の納付額については、なお従前の例による。

(横浜市地域ケアプラザ条例の一部改正)

3 横浜市地域ケアプラザ条例（平成 3 年 9 月横浜市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 5 号中「同法」を「地域における医療及び介護

の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）に、「同条第13項」を「介護保険法第8条の2第13項」に改める。

第7条第2項第1号中「介護保険法」の次に「又は旧介護保険法」を加え、同項第2号中「同法」を「旧介護保険法」に改める。

（横浜市老人福祉施設条例の一部改正）

- 4 横浜市老人福祉施設条例（昭和38年12月横浜市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「同法」を「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）」に、「同条第13項」を「介護保険法第8条の2第13項」に改める。

第8条第2項第1号中「介護保険法」の次に「又は旧介護保険法」を加え、同項第2号中「介護保険法」を「旧介護保険法」に改める。

（横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部改正）

- 5 横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第78号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「該当する」の次に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第 5 条の規定による改正前の法（以下「平成26年旧介護保険法」という。）第 8 条の 2 第 2 項に規定する」を加える。

第88条中「該当する」の次に「平成26年旧介護保険法第 8 条の 2 第 7 項に規定する」を加える。

提 案 理 由

平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率を定めるとともに、介護予防・日常生活支援総合事業の開始時期を延期するため、横浜市介護保険条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市介護保険条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（保険料率）

第 4 条 平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度における保険料率は、平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。）第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる者 $\frac{32,340 \text{ 円}}{27,000 \text{ 円}}$
- (2) 令第 39 条第 1 項第 2 号に掲げる者 $\frac{43,120 \text{ 円}}{27,000 \text{ 円}}$
- (3) 令第 39 条第 1 項第 3 号に掲げる者 $\frac{46,720 \text{ 円}}{39,000 \text{ 円}}$
- (4) 令第 39 条第 1 項第 4 号に掲げる者 $\frac{64,690 \text{ 円}}{60,000 \text{ 円}}$
- (5) 令第 39 条第 1 項第 5 号に掲げる者 $\frac{71,880 \text{ 円}}{66,000 \text{ 円}}$
- $\frac{(6)}{(5)}$ 次のいずれかに該当する者 $\frac{79,060 \text{ 円}}{66,000 \text{ 円}}$

ア 合計所得金額（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が $\frac{1,600,000 \text{ 円}}{1,500,000 \text{ 円}}$ 未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 2 項に規定する要保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 1 項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 127 号）附則第 4 条第 1 項及び中国残留

邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 106 号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 1 項に規定する支援給付を含む。以下「支援給付」という。）を必要とする状態にある者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（生活保護法第 2 条に規定する保護又は支援給付をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第 7 号イ、第 8 号イ、第 9 号イ、第 10 号イ又は第 11 号イ又は第 10 号イに該当する者を除く。）

$\frac{(7)}{(6)}$ 次のいずれかに該当する者 $\frac{91,280 \text{ 円}}{75,000 \text{ 円}}$

ア 合計所得金額が $\frac{1,600,000 \text{ 円}}{1,500,000 \text{ 円}}$ 以上 2,500,000 円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第 9 号イ、第 10 号イ又は第 11 号イ第 8 号イ、第 9 号イ又は第 10 号イに該当する者を除く。）

$\frac{(8)}{(7)}$ 次のいずれかに該当する者 $\frac{111,410 \text{ 円}}{90,000 \text{ 円}}$

（ア省略）

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（(1)に係る部分を

除く。)、次号イ、第 10 号イ又は第 11 号イ
第 9 号イ又は第 10 号イに該当する者を除く。)

$\frac{(9)}{(8)}$ 次のいずれかに該当する者 $\frac{121,470 \text{ 円}}{96,000 \text{ 円}}$

(ア省略)

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ (i)に係る部分を除く。)、次号イ又は第 11 号イ
第 10 号イに該当する者を除く。)

$\frac{(10)}{(9)}$ 次のいずれかに該当する者 $\frac{140,880 \text{ 円}}{111,000 \text{ 円}}$

(ア及びイ省略)

$\frac{(11)}{(10)}$ 次のいずれかに該当する者 $\frac{163,880 \text{ 円}}{129,000 \text{ 円}}$

(ア及びイ省略)

$\frac{(12)}{(11)}$ 前各号のいずれにも該当しない者 $\frac{186,880 \text{ 円}}{147,000 \text{ 円}}$

(普通徴収に係る各納期の保険料納付額)

第 6 条 各納期ごとの保険料の納付額は、それぞれ次の表に掲げる額とする。

	6 月期の納付額	7 月期から 3 月期までの納付額
第 4 条第 1 号に該当する者	3,270円	3,230円
第 4 条第 2 号に該当する者	4,330円	4,310円
第 4 条第 3 号に該当する者	4,690円	4,670円
第 4 条第 4 号に該当する者	6,550円	6,460円
第 4 条第 5 号に該当する者	7,260円	7,180円
第 4 条第 6 号に該当する者	7,960円	7,900円

第 4 条第 7 号に該当する者	9,200円	9,120円
第 4 条第 8 号に該当する者	11,150円	11,140円
第 4 条第 9 号に該当する者	12,210円	12,140円
第 4 条第 10 号に該当する者	14,160円	14,080円
第 4 条第 11 号に該当する者	16,460円	16,380円
第 4 条第 12 号に該当する者	18,760円	18,680円

	各 納 期 の 納 付 額
第 4 条第 1 号に該当する者	2,700円
第 4 条第 2 号に該当する者	2,700円
第 4 条第 3 号に該当する者	3,900円
第 4 条第 4 号に該当する者	6,000円
第 4 条第 5 号に該当する者	6,600円
第 4 条第 6 号に該当する者	7,500円
第 4 条第 7 号に該当する者	9,000円
第 4 条第 8 号に該当する者	9,600円
第 4 条第 9 号に該当する者	11,100円
第 4 条第 10 号に該当する者	12,900円
第 4 条第 11 号に該当する者	14,700円

(第 2 項 省 略)

(賦 課 期 日 後 に お い て 第 1 号 被 保 険 者 の 資 格 の 取 得 、 喪 失 等 が あ っ た 場 合)

第 7 条 (第 1 項 及 び 第 2 項 省 略)

3 保険料の賦課期日後に令第 39 条第 1 項第 1 号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、~~ロ若しくは~~三、第 2 号ロ、第 3 号ロ、~~第 4 号ロ若しくは~~若しくは第 4 号ロ又~~第 5 号ロ又は第 4 条第 6 号イ、~~第 5 号ロ又は第 4 条第 6 号イ、第 7 号イ、第 8 号イ、第 9 号イ、~~若しくは第 10 号イ若しくは第 11 号イ~~若しくは第 10 号イの規定（以下「被保護者等該当規定」という。）に該当するに至った第 1 号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から月割により算定した該当するに至った被保護者等該当規定による保険料の額の合算額とする。ただし、当該該当するに至った被保護者等該当規定による保険料の額が当該該当するに至った日において課されていた保険料の額以上となる場合にあっては、この限りでない。

（第 4 項及び第 5 項省略）

（保険料の額等の通知）

第 8 条 保険料の賦課額を決定したとき、~~又は~~又は~~若しくは~~若しくはその額を変更したとき、~~又は第 4 条各号に掲げる第 1 号被保険者の区分が変更になったとき~~又は第 4 条各号に掲げる第 1 号被保険者の区分が変更になったときは、市長は、速やかに、これを納付義務者に通知しなければならない。

附 則

（第 1 項から第 20 項まで省略）

（介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置）

21 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）附則第 14 条第 1 項の規定に基づき、法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予

防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成 27 年 4 月 1 日から規則で定める日までの間は実施せず、当該規則で定める日の翌日から実施するものとする。

別表（第 19 条第 1 項）

手数料の徴収に係る申請	手数料の名称	手数料の額
(省 略)		
法第 115 条の 2 第 1 項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請	指定介護予防サービス事業者指定申請手数料	介護予防通所介護（ <u>地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第 5 条の規定による改正前の法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護をいう。</u> ）、 介護予防通所リハビリテーション及び介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定 1 件につき 15,000 円
		(省 略)
(省 略)		

横浜市地域ケアプラザ条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（事業等）

第 2 条 プラザは、次の事業を行う。

（第 1 号から第 4 号まで省略）

- (5) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 10 条の 4 第 1 項第 2 号の措置に係る者、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 7 項に規定する通所介護（以下「通所介護」という。）、同条第 17 項に規定する認知症対応型通所介護（以下「認知症対応型通所介護」という。）、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）第 5 条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護（以下「介護予防通所介護」という。）又は介護保険法第 8 条の 2 第 13 項に規定する介護予防認知症対応型通所介護（以下「介護予防認知症対応型通所介護」という。）を受ける者その他市長が必要と認める者（その者を現に養護する者を含む。）への通所による便宜の供与
- （第 6 号から第 9 号まで及び第 2 項から第 6 項まで省略）

（利用料金）

第 7 条 （第 1 項省略）

- 2 利用料金は、次に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
- (1) 通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護を受ける者への通所による便宜の供与にあつては、介護保険法又は旧介護保険法の規定により定められた通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護に係る費用の額
- (2) 第 2 条第 1 項第 5 号に規定する市長が必要と認める者への通所による便宜の供与にあつては、介護保険法第 7 条第 4 項に規

定する要支援者に対する~~旧介護保険法~~同法の規定により定められた
介護予防通所介護に係る費用の額

(第 3 号から第 5 号まで省略)

横浜市老人福祉施設条例 (抜粋)

(~~上段~~ 改正案)
(~~下段~~ 現行)

(事業)

第 3 条 (第 1 項省略)

2 特別養護老人ホームは、次の事業を行う。ただし、第 1 号及び
第 4 号の事業は、横浜市新橋ホームにおいてのみ行う。

- (1) 法第 10 条の 4 第 1 項第 2 号の措置に係る者、介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 8 条第 7 項に規定する通所介護 (以下「通所介護」という。)、同条第 17 項に規定する認知症対応型通所介護 (以下「認知症対応型通所介護」という。)、地域に
おける医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律
の整備等に関する法律 (平成 26 年法律第 83 号) 第 5 条の規定に
よる改正前の介護保険法 (以下「旧介護保険法」という。) 第
8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護 (以下「介護予防
通所介護」という。) 又は~~同条第 13 項~~介護保険法第 8 条の 2 第 13 項に規定
する介護予防認知症対応型通所介護 (以下「介護予防認知症対
応型通所介護」という。) を受ける者その他市長が必要と認め
る者 (その者を現に養護する者を含む。) への通所による便宜
の供与

(第 2 号から第 4 号まで及び第 3 項省略)

(利用料金)

第 8 条 （第 1 項省略）

2 利用料金は、次に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(1) 通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護を受ける者への通所による便宜の供与にあつては、介護保険法 又は旧介護保険法 の規定により定められた通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護に係る費用の額

(2) 第 3 条第 2 項第 1 号及び同条第 3 項第 2 号に規定する市長が必要と認める者への通所による便宜の供与にあつては、要支援者に対する 旧介護保険法 介護保険法 の規定により定められた介護予防通所介護に係る費用の額

（第 3 号から第 7 号まで、第 3 項及び第 4 項省略）

横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

第 5 条 指定介護予防サービスに該当する 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）第 5 条の規定による改正前の法（以下「平成 26 年旧介護保険法」という。）第 8 条の 2 第 2 項に規定する 介護予防訪問介護（以下「指定介護予防訪問介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防

し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第 88 条 指定介護予防サービスに該当する平成 26 年旧介護保険法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護（以下「指定介護予防通所介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。